

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ✓ 地域企業との間で営業リソースや取扱い商材、顧客紹介などを通じた連携を進めて、相互の利益創出に繋がるWIN-WINの関係構築を進めます。
- ✓ 当社の営業チャネルを通じて当社のグループ会社が提供しているグリーン電力の普及を促進、CO2削減による持続可能な社会の実現へ貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、支払サイトを60日以内とします。また、約束手形の廃止に向けて、取引先企業の協力も得ながら電子記録債権への移行に取り組めます。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社が所属する USEN&U-NEXT GROUP は、サステナブルな社会の実現のためには、自社が率先して取り組みを推進していくだけでなく、サプライチェーン全体での取り組みが重要と考えており、2022 年にそれらの考え方を「USEN&U-NEXT GROUP サプライヤーに関する基本方針」として制定、仕入先・取引先・パートナーの皆さまに対して要請・支援を行い、サプライチェーン全体にこの取り組みを拡げていくことをお約束しております。この基本方針に則り、安全で信頼性が高く、価値の高い商品やサービスをお客様に提供し、サプライチェーン全体でサステナブルな社会の実現を目指してまいります。

※ご参考：USEN&U-NEXT GROUP サプライヤーに関する基本方針

<https://unext-hd.co.jp/sustainability/supplier.html>

2025 年 8 月 18 日

株式会社 USEN

代表取締役社長 貴船 靖彦